

平成 14 年度長野市内環境ダイオキシン類調査結果 及び有害大気汚染物質調査結果について

平成 15 年 4 月 22 日 (火)
環境部環境管理課 (内 3014)
TEL(直) 026-224-8034

環境ダイオキシン類調査結果

- ・ 長野市では、ダイオキシン類対策特別措置法の制定に伴いダイオキシン類の環境基準が定められたことから、平成 10 年度より環境中のダイオキシン類の調査を実施している。
- ・ 大気調査の 4 回目について結果が判明したことから全ての結果を改めて公表する(大気 1~3 回目、水質、底質、土壌の結果については既に公表済み)。
- ・ 調査地点
 - 大気 14 地点 (一般環境 3 地点、廃棄物焼却炉周辺 11 地点)
 - 水質 6 地点 (一般環境 5 地点: 河川 5 地点、地下水 1 地点)
 - 底質 5 地点 (一般環境 5 地点: 河川底質 5 地点)
 - 土壌 10 地点 (一般環境 5 地点、廃棄物焼却炉周辺 5 地点)
- ・ 大気、水質、底質、土壌の全ての地点について環境基準を達成した。なお、昨年度大気で環境基準を超過した浅川畑山地区も、 $0.061\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ と環境基準($0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)を大幅に下回った。
- ・ ダイオキシン類低減のため、引き続き廃棄物焼却施設等の監視指導を強化する。

有害大気汚染物質調査結果

- ・ 長野市では、大気汚染防止法の改正により有害大気汚染物質(継続的に摂取される場合に人の健康を損なう恐れのある物質で大気汚染の原因となるもの)のうち 22 物質が優先取組物質として指定されたことから、平成 10 年度よりこれらについて調査を行っている。
- ・ 平成 14 年度 2 地点で 12 回実施する調査のうち全ての結果が判明したので公表する(1~6 回目までは公表済み)。
- ・ 環境基準の設定されている項目については、いずれも環境基準値内であった。環境基準の設定されていない項目についても、環境省が公表した平成 13 年度の全国各自治体調査結果の濃度範囲内であった。

南長池地区有害大気汚染物質調査

- ・ 平成 14 年度は上記の定点 2 地点の他に、木工団地に建設された民間の容器包装リサイクル法に係る廃プラスチックリサイクル施設周辺においても、地元住民からの施設の環境への影響を危惧する声の大きいことから、追加して調査を行い既に公表を行っている。
- ・ このたび上記調査で比較的高濃度で検出された揮発性有機化合物 4 物質について、再度周辺調査を行い結果が判明したので公表する。
- ・ いずれの物質についてもシックハウス室内濃度指針値を下回り、前回調査で特に高濃度であったトルエンは、前回と比較して低濃度であった。
- ・ 調査地点の間で濃度に大きな差は見られなかった。